# 介護予防・日常生活支援総合事業に係る説明会

平成28年10月31日 三次市 福祉保健部 高齢者福祉課

# (1)介護予防・日常生活支援総合事業 の概要について

○ 家族介護支援事業

その他の事業

○ 家族介護支援事業

○ その他の事業(配食等)

## 介護予防・日常生活支援総合事業の構成

・現行の訪

・市町村独

自のサービ ス(任意)

現行の诵

所介護相当

※ 右記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討するが,本市では赤枠部分を想定。

問介護相当 訪問型サービス (必須)

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

介護予防・生 活支援サービ ス事業

対象者

介護予防

·日常生

活支援総

(新しい

総合事

合事業

業)

:従来の要支援 <del>:</del>

- ·要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護 予防・生活支援 サービス対象事業 者)

通所型サービス

(必須) │・市町村独

・市町村独 自のサービ ス(任意)

生活支援サービス

移行は任意

介護予防ケアマネジメント

包括が実施(必須)

①通所介護

- ②通所型サーL<sup>\*</sup>スA(緩和した基準によるサーL<sup>\*</sup>ス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)
- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる 自立支援に資する生活支援

一般介護予防事業

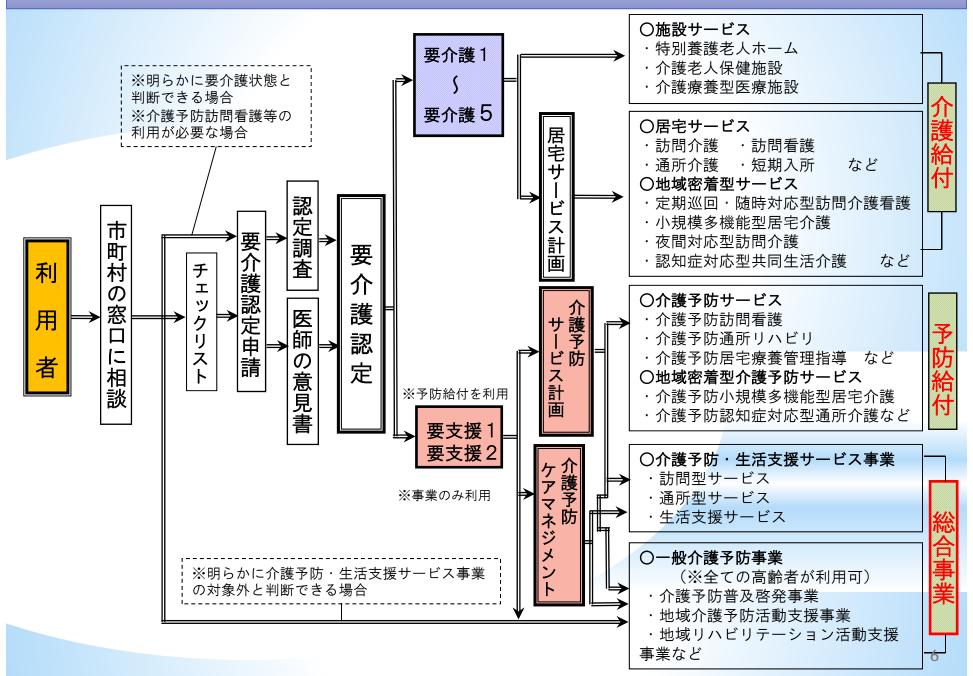
・第1号被保険者の全ての 者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

元気ハツラツ教室等の現行 の介護予防事業を継続しな がら、サロン等の通いの場 づくりを重点化する。

# (2) 事業の移行について

#### 介護サービスの利用の手続き



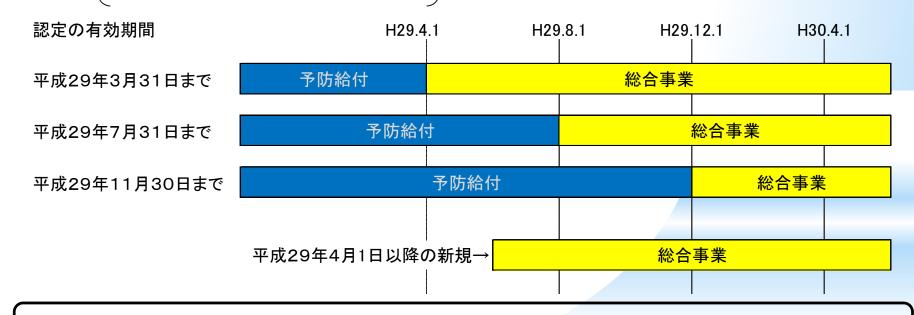
## 利用対象者

平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方 (認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)

要支援認定の有効期間の終了年月日が平成29年4月1日以降の方の介護予防訪問介護・介護予防通所介護



- ・認定更新までは介護予防給付を利用
- ・認定更新後から総合事業を利用



要支援認定の有効期間は、最長1年なので、平成29年度末までに総合事業への移行が完了する。

# 現行相当サービスの指定基準・報酬単位

事業所の指定基準・報酬単位は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様とします。

項目	訪問介護	通所介護
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防通所介護と同様
利用回数	要支援1→原則週1回程度 要支援2→原則週2回程度	要支援1→原則週1回程度 要支援2→原則週2回程度
報酬単位 (月額包括報酬)	要支援 1 週1回程度 月1, 168単位 利用者負担 1割or2割 要支援 2 週2回程度 月2, 335単位 利用者負担 1割or2割 週3回以上 月3, 704単位 利用者負担 1割or2割	要支援 1 月1,647単位 利用者負担 1割or2割 要支援 2 月3,377単位 利用者負担 1割or2割

## 事業所の指定

#### みなし指定

平成27年3月31日において,介護予防訪問介護または介護予防通所介護の指定 を受けている事業者は,訪問介護と通所介護の現行相当サービスの指定事業者と みなしています。

※みなし指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

#### 指定の更新

平成30年4月1日以降に現行相当サービスを提供する場合は、指定更新の手続きが必要となります。(手続きについては平成29年度中にお示しします。)

## 契約書, 重要事項説明書等について

「介護予防・日常生活支援総合事業」は、これまでの「介護予防サービス」とは別のサービスとなります。そのため、定款や運営規程、重要事項説明書の変更等が必要になる場合があります。

#### 変更例

「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」 「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」

※ 平成30年3月31日までは、介護予防サービスも実施する場合もあります。 「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」 「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護及び第1号通所事業」

#### 運営規程の作成及び届出について

・すべての事業所において、平成29年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要がありますが、平成27年3月31日時点で指定を受けていた「みなし指定」の事業者については、市への届出は不要です。

・平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、総合事業の指定申請を行う際、申請書類に運営規程を添付して提出してください。

・平成29年4月1日以降に更新の指定を受ける事業者については、指定申請を 行う際、申請書類に運営規程を添付して提出してください。

## 利用者負担及び利用限度額

#### 利用者負担等

現行相当サービスに係る利用者負担は、現在の介護給付の利用者負担割合(原則1割、一定以上所得者は2割)と同様です。

また、高額介護(介護予防)サービス費相当の事業を実施します。

#### 利用限度額

現行相当サービスについては、給付管理を行います。

要支援認定を受けた方は、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で給付と現行相当サービスを一体的に給付管理します。

#### 報酬の請求事務等

#### 国保連への請求について

- ・介護予防ケアマネジメント費は、介護予防ケアマネジメントAは国保連へ、 介護予防ケアマネジメントCは市へ直接請求となります。
- ·「介護予防給付」及び「現行相当サービス(給付管理を行うサービス)」は一体的に管理を行うことになるため、国保連へ請求します。

#### 給付管理のサービスコードについて

「介護保険の予防給付のサービスコード」

「総合事業のサービスコード」

2種類のサービスコードが存在します。

平成29年度は利用者により移行時期が違うため,給付管理には注意してください。

三次市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所用サービスコード表などについては、後日お示しします。

# (3) ケアマネジメントについて

#### 介護予防ケアマネジメントの類型

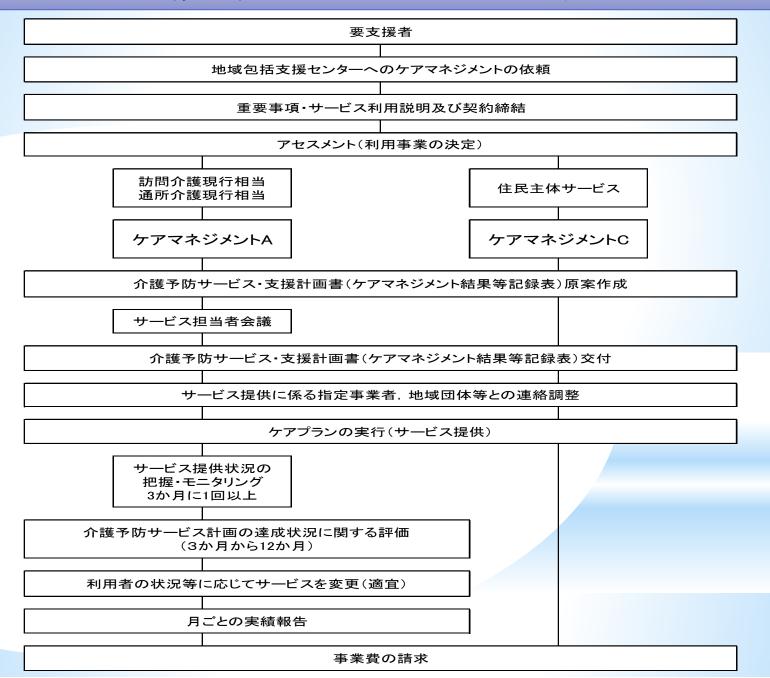
介護予防ケアマネジメントのプロセスは、利用者の状態や本人の希望するサービスなどを踏まえて行います。

なお、地域包括支援センターの判断により、介護予防ケアマネジメントのプロセスは、その途中においても、利用者本人の状況等に応じて変更できます。

ケアマネジメント類型			サービス
	① 介護予防支援 (現在のケアマネジメント類型)		・予防給付のみ ・予防給付と総合事業を併用
2		Α	・現行相当の訪問介護,通所介護
3	介護予防ケアマネジメント	В	・介護予防マネジメントA・C以外のケース
4			・住民主体のサービス

※ 介護予防ケアマネジメントBは、三次市が予定しているサービスに該当するものがないため、現時点では実施の予定はありません。

## 介護予防ケアマネジメントの流れ



# 介護予防ケアマネジメントの内容等一覧

サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	アセスメントをし,ケアプランを作成して, 必要なサービスに繋げる。
対象サービス	訪問介護現行相当 通所介護現行相当	住民主体のサービス
単価等 (支払頻度)	1月あたり4,300円(毎月支払) ※利用者負担なし	1月あたり4,300円(初月のみ支払) (予定) ※利用者負担なし。
加算	介護報酬(介護予防支援)に準ずる。	初回加算のみ(予定)
サービス 担当者会議	要	省略可
モニタリング	【居宅訪問による面接(モニタリング)】 ・開始月翌日から起算し3月に1回 ・サービス終了月 ・利用者の状況に著しい変化があったとき 【モニタリング結果の記録】 ・少なくとも1月に1回は行う。	省略可 ※ただし、地域包括支援センターが定期的 に利用者の状態を確認できる体制を整備する。
給付管理票の 作成・記入	原則作成・記入	不要
支払方法	国保連から支払	市から直接支払
想定される実施事業所	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可	地域包括支援センター ※一部居宅介護支援事業所への委託も可